

無期転換制度を活用してみよう



～高齢者雇用に関する工夫～



① 50代の契約社員が転職活動を行っているという聞いて驚いたよ。彼は必要な人材だから引き止めないと。
好景気が続いていますから、その方も有期契約ではなく、長期に働ける企業への転職を考えているかもしれませんね。

② それもあるかもしれないな。まあ、有期契約と言っても形式的なものなんだ。それに彼の通算契約期間もいずれ5年を超える。そうすれば、無期転換権が発生するから、その制度を利用して申し込みをしてくるだろう。

③ その方は契約社員であることを不安に思っているのかもしれませんが。通算契約期間が5年を超えるより前でも、従業員から無期転換の申し込みが行える制度を導入し、高齢契約社員の雇用の安定を図ってみませんか。
導入すれば、助成金も取れますよ。
この機会に導入しようかな

④ 50歳以上の従業員を対象とし、契約期間5年未満でも無期転換の申し込みができる制度を導入したところ、対象者から申し込みが殺到し、契約社員の雇用の安定を図ることができました。
人材確保にもつながった
助成金も受け取れました

◇：有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できるルール

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」
「5年未満無期転換★」に該当

取組事例紹介

業種：小売業 従業員数：103名

50歳以上の有期雇用労働者を対象に雇用の安定を図り、モチベーション向上を行うことで人材定着になると考えたことから、無期転換制度の導入を行った。

<無期転換制度の導入>

○50歳以上かつ定年年齢（当該企業は65歳）未満の有期契約労働者を対象に通算契約期間が5年未満であっても無期雇用契約に転換できる制度を導入した※。

就業規則

就業規則を整備

【65歳超雇用推進助成金】

- 高年齢者無期雇用転換コース
有期契約社員を無期雇用に転換することに助成！
助成額対象者1人につき最大60万円
(1支給年度あたり10人まで)
- ◆ 常時使用労働者数や生産性要件等により助成率が変わる等、助成金等には一定の要件があります。

- ・年齢層が高い有期契約社員の雇用の安定を図ることで、労働者が安心して働ける環境が整備された。
- ・無期転換制度を整備したことにより、有期契約社員に対する評価制度も具体的なものとなり、有期契約社員のモチベーションアップにつながった。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatotoyo@aichi-sr.com